

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年2月9日 08時10分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市馬毛島北西方沖 馬毛島灯台から真方位330° 9.0海里付近 （概位 北緯30° 53.8′ 東経130° 46.2′）
インシデントの概要	ヨットモンクは、航行中、マストが折損し、機関が故障して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年2月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット モンク、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	235-19592鹿児島、個人
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	全損（沈没）
気象・海象	気象：天気 曇り、風 北北西、風力 8、視界 良好 海象：波高 約5m 鹿児島・奄美海域には、2月8日17時40分に海上強風警報が発表されており、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、鹿児島県鹿児島市鹿児島港に向けて航行中、マストを折損し、機関も故障して運航不能となった。 船長は、海上保安庁に救援を要請し、船長ほか1人が来援した海上保安庁のヘリコプターによって救助された。 本船は、のちに沈没した。
分析	本船は、航行中、マストが折損した上、機関が故障したことから、推力を得ることができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 マストが折損した状況及び機関が故障した状況については、明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、マストが折損した上、機関が故障したため、推力を得ることができなくなったことにより発生したものと考えられる。